

第4期池田市地域福祉計画・第5次池田市地域福祉活動推進計画 中間評価結果（令和7年度実施）

計画策定の背景と趣旨

- 本市では、平成17年に「第1期池田市地域福祉計画」を策定し、令和4年度には、市と社協がさらなる連携・協力のもと地域福祉の推進に取り組むため「第4期池田市地域福祉計画・第5次池田市地域福祉活動推進計画」として両計画を初めて一体的に策定。

計画の位置付けと期間

- 市の地域福祉計画は、「社会福祉法（第107条）」及び「池田市支え合いを大切にする福祉のまち基本条例（第8条）」に基づき策定するもので、本市の地域福祉を推進するための「基本計画」。
- 総合計画を上位計画とし、関連計画・構想との整合を図り策定。
- 「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を包含。
- 計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間。

基本理念

一人ひとりを大切に 「おたがいさま」 でつながる 池田

基本目標

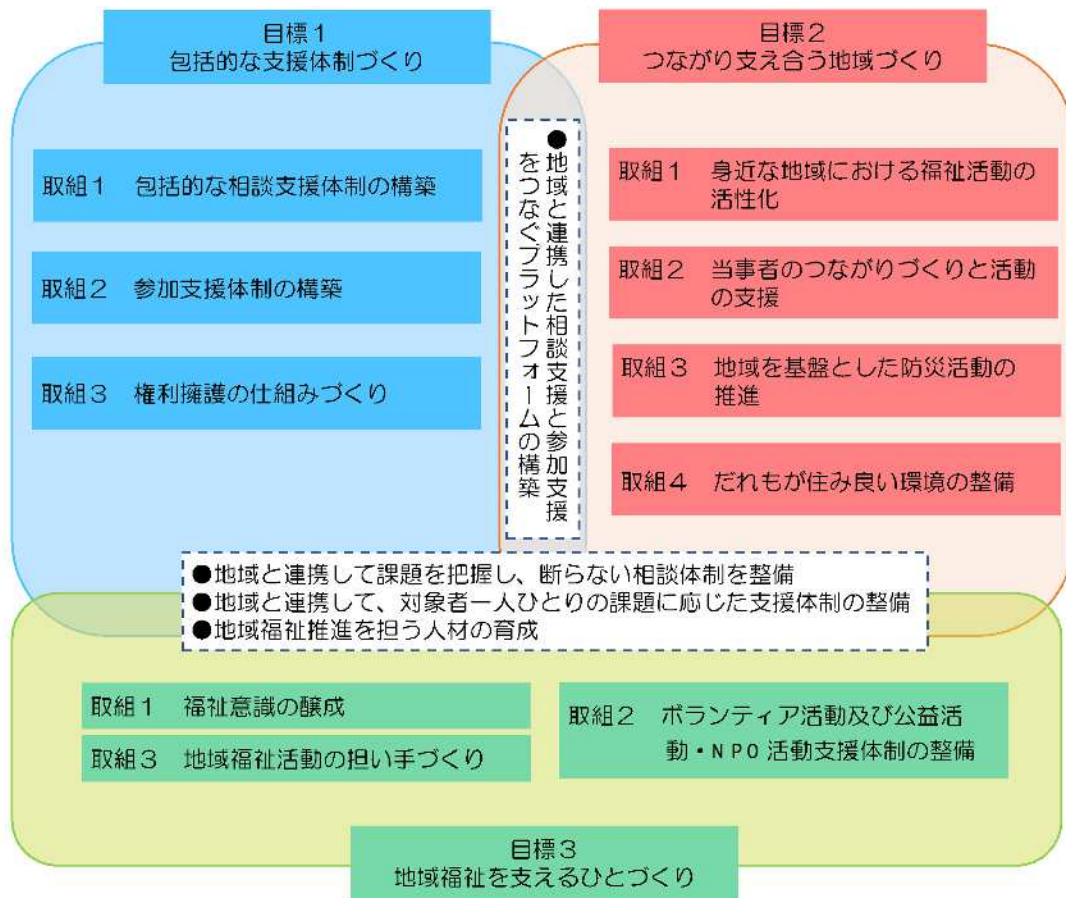
- 目標1 包括的な支援体制づくり
- 目標2 つながり支え合う地域づくり
- 目標3 地域福祉を支えるひとづくり

中間評価について

地域福祉計画の中間評価は、計画の進捗状況の確認と評価を行い、課題を明確にし、改善や調整を図りながら、計画の効果的な施策・事業の推進を行うことを目的としています。

中間評価では、行政及び社会福祉協議会で施策ごとに行った個別評価を統合して全体の評価（案）をまとめました。地域福祉推進委員会（庁内会議体）での確認・審議を経て、総合福祉施策推進審議会で、外部評価として専門家や関係機関等から客観的な視点による最終評価（承認）を受け、確定としました。

【計画体系の相関関係 イメージ図】



【池田市がめざす包括的な支援体制】

